

千葉市告示第557号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和元年6月21日

千葉市長 熊谷俊人

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【薬局】

名称	所在地	指定期間
薬局タカサ 長沼原店	千葉市稲毛区長沼原町 414-5	令和元年 7月 1日から 平成7年 6月30日まで

【訪問看護】

名称	所在地	指定期間
緑が丘訪問看護ステーション	千葉市稲毛区宮野木町 1752-15	令和元年 7月 1日から 令和7年 6月30日まで
誉田訪問看護ステーション	千葉市緑区高田町 1084 番地	令和元年 7月 1日から 令和7年 6月30日まで